

公益財団法人鳥取市文化財団運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人鳥取市文化財団運営補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市に関係した文化・観光・産業に関する資料及び文化財の調査、研究、収集、保存及び公開を行うとともに教育普及啓発を行い、もって郷土愛の醸成を図ることを目的に組織されている公益財団法人鳥取市文化財団（以下「財団」という。）の運営に要する経費を補助することにより、円滑な事業運営の推進を図り、もって本市の文化の発展及び地域の振興に寄与することを目的として交付する。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する運営に要する経費で人件費、事務費、施設管理費等のうち市長が認めるものとする。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、補助対象経費（本補助金以外の収入を除く）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第5条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の2割を超えない減額とする。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、規則第4条に定めるもののほか、資金計画書（様式第1号）等を添付しなければならない。

(着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業については、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、着手届の提出を要しないものとする。

(交付の時期)

第8条 本補助金は、規則第11条ただし書きの規定に基づき概算払いにより交付するものとし、その支払いにあたっては、財団の事務局運営が円滑に行われるよう資金計画書に基づいて行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、事業報告書、収支決算書によるものとし、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 財団法人鳥取市文化財団運営補助金等交付要綱（平成19年4月1日制定）及び公益財団法人鳥取市文化財団事務局補助金交付要綱（平成25年4月1日制定）は、廃止する。

様式第1号 (第6条関係)

資 金 計 画 書

公益財団法人鳥取市文化財団運営補助金

区 分	支払年月	金 額	備 考
第 1 回	平成 年 月	円	
第 2 回	平成 年 月	円	
第 3 回	平成 年 月	円	
第 4 回	平成 年 月	円	
第 5 回	平成 年 月	円	
第 6 回	平成 年 月	円	
第 7 回	平成 年 月	円	
第 8 回	平成 年 月	円	
第 9 回	平成 年 月	円	
第 1 0 回	平成 年 月	円	
第 1 1 回	平成 年 月	円	
第 1 2 回	平成 年 月	円	
計		円	

